



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                     |                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | 近世ドイツ都市ケルンにおける宗派併存体制の研究 [全文の要約]                                                   |
| Author(s)           | 鍵和田, 賢                                                                            |
| Degree Grantor      | 北海道大学                                                                             |
| Degree Name         | 博士(文学)                                                                            |
| Dissertation Number | 甲第11059号                                                                          |
| Issue Date          | 2013-09-25                                                                        |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/53785">https://hdl.handle.net/2115/53785</a> |
| Type                | doctoral thesis                                                                   |
| File Information    | Satoshi_Kagiwada_summary.pdf                                                      |



# 近世ドイツ都市ケルンにおける宗 派併存体制の研究

## 【要旨】

北海道大学文学研究科博士課程  
鍵和田賢

## 目次（章・節のタイトルは本文と一致。頁数は本要約のもの）

|                                                                |    |
|----------------------------------------------------------------|----|
| 序論 近世ドイツ宗派対立期研究の現状と課題 .....                                    | 2  |
| はじめに .....                                                     | 2  |
| 第1節 近世史像の転換と「宗派化論」の登場 .....                                    | 2  |
| 第2節 宗派化論に対する批判・修正の議論 .....                                     | 2  |
| 第3節 「宗派複数性」への視点 .....                                          | 2  |
| 第4節 考察対象地域の設定 .....                                            | 3  |
| 第5節 本稿の課題と考察手順 .....                                           | 3  |
| 第1章 17世紀ケルンの政治・経済・宗派的状況 .....                                  | 4  |
| 第1節 政治・社会的状況 .....                                             | 4  |
| 第2節 経済的状況 .....                                                | 4  |
| 第3節 ケルンにおけるプロテスタント集団の形成と発展 .....                               | 4  |
| 小括 .....                                                       | 5  |
| 第2章 17世紀初頭のケルンにおける宗派紛争——「ミュールハイム建設問題」と「宗派問題」の形成—— .....        | 6  |
| 第1節 問題の所在 .....                                                | 6  |
| 第2節 聖十字架兄弟団設立に至る経緯 .....                                       | 6  |
| 第3節 「ミュールハイム建設問題」と聖十字架兄弟団の活動の展開 .....                          | 6  |
| 小括 .....                                                       | 7  |
| 第3章 17世紀中期ケルンにおける宗派間交渉——ヴェストファーレン講和条約とケルン「宗派複数性」の枠組み形成—— ..... | 8  |
| 第1節 問題の所在 .....                                                | 8  |
| 第2節 17世紀前半におけるケルン・プロテスタントの全般的状況 .....                          | 8  |
| 第3節 改革派共同体と参事会の直接交渉（1647-48年） .....                            | 8  |
| 第4節 改革派共同体の帝国レベルでの活動（1648-50年） .....                           | 8  |
| 第5節 ケルン・プロテスタントをめぐる諸交渉が与えた影響 .....                             | 9  |
| 小括 .....                                                       | 9  |
| 第4章 17世紀後期ケルンの改革派信徒の日常生活——ケルン「宗派複数性」の実態考察—— .....              | 10 |
| 第1節 問題の所在 .....                                                | 10 |
| 第2節 ケルン改革派共同体の「越境典礼」の分析 .....                                  | 10 |
| 第3節 ケルン改革派共同体の市壁内典礼 .....                                      | 10 |
| 第4節 ケルン改革派共同体の都市参事会・カトリック住民との関係 .....                          | 10 |
| 小括 .....                                                       | 11 |
| 終章 「宗派複数性」と近世社会 .....                                          | 12 |

## 序論 近世ドイツ宗派対立期研究の現状と課題

### はじめに

ヨーロッパ近世のうちでも、前半期である 16 世紀初頭-17 世紀については、一般に「宗派の時代」と呼ばれ、政治社会の動向に宗派が果たした役割の大きさが指摘されている。ドイツ史においては、伝統的なプロイセン史観において、この時期はドイツが宗教対立によって混乱させられ、国民国家としての形成が立ち遅れた元凶を作った時代として従来否定的に評価されてきた。しかし、このような見方は現在修正されている。

### 第 1 節 近世史像の転換と「宗派化論」の登場

1970 年代以降のドイツ史学における近世の再評価を主導したパラダイムの一つが、宗派化論である。H. シリングらによって提唱されたこの理論は、宗派対立期の各宗派教会による自宗派の基盤強化のための機構整備・臣民教化、そしてそれと密接に連携した世俗権力による自領への宗派浸透策が、後の近代国家の機構に連なるような先進的な内容を含んでおり、この時期の宗派形成こそが近代社会形成の土台になったとして高く評価するものである。宗派化論は、80-90 年代を通じてドイツ近世史研究の主要パラダイムとなり、日本の西欧近世史研究にも受け入れられ、大きな影響を与えている。

### 第 2 節 宗派化論に対する批判・修正の議論

しかし、宗派化論を援用した実証研究が蓄積されるにつれて、当初の宗派化論が提示したモデルに対する疑問が提示されるようになる。シリング的な宗派化論では、宗派教会・世俗権力の強力な連携により、同一領邦内での宗派的均質性が達成されていったことが強調された。しかし、シリングらの議論は教会・世俗権力など政策遂行者側の分析が中心であり、彼らの宗派政策が一般の民衆にどのように受容されたのか、どの程度の効果を持ったのかということについては明らかではなかった。そして、実際に民衆レベルでの宗派形成を検討すると、宗派的に均質な社会なるものは、ドイツの大半の地域でほとんど成立しておらず、多くの場合において同一領邦内に複数の宗派が混在する「複数宗派併存体制」だったことが明らかになりつつある。現在のドイツ近世史研究では、この近世ドイツ社会の宗派的「多様性」をどのように理解するかという点が、喫緊の考察課題となっている。

### 第 3 節 「宗派複数性」への視点

以上の課題にアプローチするために、近年提唱されているのが、「宗派複数性」もしくは「多宗派性」という概念である。これは、近世ドイツの宗派的「多様性」を、統治権力による臣民教化が失敗している例として否定的に捉えるのではなく、異なる信仰の者同士が併存できるシステムがこの状態を通じて形成されたことに着目し、そこに近代の宗教的「寛

容」思想の源流を見ようという考察モデルである。

この「宗派複数性」モデルを用いた研究は、現在はオランダなどを対象としたものが先行しており、ドイツでの研究は緒に就いたばかりである。本稿では、そのドイツを対象として「宗派複数性」の具体的形成過程・機能を考察するが、その際に都市ケルンを対象とする。

#### 第4節 考察対象地域の設定

都市ケルンは、16・17世紀においては最大規模の帝国都市であった。宗派的には、他の帝国都市のほとんどが一時的にもせよ宗教改革を導入したのに対し、ケルンでは一度も宗教改革が導入されることがなく、強固なカトリック信仰が近世を通じて維持された都市として知られる。そのため、従来はカトリック宗派化の「モデルケース」などとも評価されてきた。しかし、そのようなケルンにあっても、16世紀後半から18世紀末に至るまで、都市内には改革派を中心とする一定数のプロテスタントが居住していた。すなわち、都市ケルンも「宗派複数性」モデルの枠内に入る都市なのである。

本稿が考察対象地域としてケルンを取り上げる理由は、第一にケルンの考察を通じて、カトリックのみが公認宗派である状況下でいかにして「宗派複数性」が形成され維持されたのかが明らかになるためであり、第二に帝国政治レベルでの都市ケルンの影響力の大きさから、ケルンの事例が他都市・他領邦の「宗派複数性」の動向に一定の作用を及ぼしたと推測されるためである。

#### 第5節 本稿の課題と考察手順

本稿の考察対象期間は、1610年代から80年代である。第1章では、17世紀ケルンの全般的な政治的・経済的環境を概観し、ケルンにおける改革派プロテスタント共同体の成立経緯・組織構造についての概観を述べる。第2章では、ケルンにおいて宗派問題が都市を揺るがすものとして初めて表面化した1610年代の「ミュールハイム建設問題」を取り上げ、「宗派複数性」形成プロセスの前段階が記述される。第3章では、17世紀半ばのヴェストファーレン講和条約交渉期のケルン改革派共同体の動向を検討し、「宗派複数性」の枠組みが成立する過程を明らかにする。第4章では、前章で成立した「宗派複数性」が実態としてどのように機能していたのかを明らかにするために、17世紀後半のケルン改革派共同体の日常生活を取り上げ検討する。

## 第1章 17世紀ケルンの政治・経済・宗派的状況

### 第1節 政治・社会的状況

17世紀ケルンの政治体制を支えていたのは、14世紀末のツンフト闘争の結果成立した「ガッフェル体制」である。この体制は、市民権を持つ者全てに参事会員の選挙権を与えており、帝国都市のなかでも民主的な要素の強いものだったとされる。しかし、15・16世紀を通じて参事会員を選出する家門の閉鎖化が進み、17世紀初頭に至っては、実質的には寡頭制と化していた。ケルン市民権の獲得方法は、まず参事会員の選出団体である政治ツンフト「ガッフェル」に加入し、その後ケルン出生者であれば手続を通じて無償で、市外出身者であれば有償で市民権を取得することができた。「ガッフェル」加入のみでも広範な市民権の権利を取得できるため、「ガッフェル」加入でもって市民権取得と同一視されることもあった。また、市民権希望者の「ガッフェル」加入に際しては、各ガッフェルに広範な権限が与えられていた。

### 第2節 経済的状況

17世紀ケルンの経済状況は、全般的にみて退潮傾向にあった。中世ケルンの経済的繁栄を支えていたのは、ライン川の水運を利用した中継貿易と、同じくライン川を利用した輸出向け手工業であった。まず、中継貿易については、16世紀後半にライン下流域のネーデルラントで大規模な戦乱が発生したことにより、大きな打撃を受ける。さらに、17世紀に入ると三十年戦争の影響によりライン上・中流域でも交易ルートの断絶が生じ、代替交易路の模索の結果、戦争終結後にはライン川の交易路としての優位性は失われていた。手工業生産に関しては、17世紀以降成長してきたオランダ・イングランドの製品との競争にさらされ、次第に販路を失っていった。特定の業種ではこの時期に新たな隆盛を迎えたものもあるが、全体的には以上のような退潮傾向にあった。

以上のような17世紀のケルン経済に一貫して存在した条件は、ケルン経済がオランダへの強い依存関係にあったことである。オランダは、ケルンとは宗派を異にし改革派プロテスタントが公認宗派であり、このことがケルンの宗派政策やケルン改革派プロテスタントの動向にも影響を与えたであろうと思われる。

### 第3節 ケルンにおけるプロテスタント集団の形成と発展

ケルンでは、16世紀半ばまで都市内で組織的な宗教改革運動が生じることがなかったため、ケルンで本格的にプロテスタント人口が定着するのはネーデルラントからの亡命改革派が増加した1560年代以降である。1570年代始めには、高地ドイツ語話者、フラマン語話者、ワロン語話者の各改革派共同体が成立している。改革派共同体は、いずれも長老会議によって運営された。各長老会議は定期的に会合し、共同体内の諸問題について討議した。

ケルンの改革派人口の社会構成については、市外との交易などに従事する富裕層が多かったと推測される。17 世紀初頭以降に非カトリックの市内小売業が禁じられると、この傾向に拍車がかかったものと思われる。

#### **小括**

17 世紀ケルンは、経済的にオランダへの依存傾向が強く、このことが参事会の宗派政策にも影響を及ぼす。また、1560 年代より増加した改革派プロテスタントは、17 世紀初頭に至るまでは他の住民との間に大きな摩擦を引き起こすことがなかった。

## 第2章 17世紀初頭のケルンにおける宗派紛争——「ミュールハイム建設問題」と「宗派問題」の形成——

### 第1節 問題の所在

本章では、17世紀初頭の「ミュールハイム建設問題」を契機に都市内の宗派環境が大きく変化し、プロテスタントという「異宗派」の存在が都市内で明確に意識されるようになり、ケルンにおいても宗派問題が自覚化されていく過程を扱う。その際に、都市内での宗派環境の変化を計測するために、市内での対抗宗教改革運動の進行状況、具体的には聖十字架兄弟団の設立・活動状況にも焦点を当てる。

### 第2節 聖十字架兄弟団設立に至る経緯

「ミュールハイム建設問題」以前は、ケルンにおいて宗派の違いはそれ程意識されていなかったようである。ケルンでの市民権取得は、各ガッフェルに広範な権限が付与されていたが、その状況下でプロテスタントへの市民権付与が頻繁に生じていた。参事会が試みていたプロテスタント住民への締め付け策も、周囲のカトリック住民が非協力的だったために、あまり成果を上げなかった。

以上のような状況の下で、ケルンに新たな教皇大使アントニオ・アルベルガティが、ライン地域の再カトリック化の使命を帯びて着任する。アルベルガティは、再カトリック化のための組織として、改宗者の獲得を主任務とする兄弟団の設立を企図した。しかし、ケルン在地のカトリック諸機関が教皇大使に非協力的な態度を取ったため、兄弟団設立計画は難航する。市内のカトリック諸機関は、宗派間の対立感情が明確化していない状況下でいたずらに宗派対立を煽るような行動を取ることはリスクが伴うと判断し、市外から来た教皇大使に非協力的だったものと思われる。しかし、紆余曲折を経ながらも、聖十字架兄弟団は1612年1月1日に発足する。

以上のことから、「ミュールハイム建設問題」以前のケルンにおいては、ケルン住民の間で「異宗派」の存在は明確に意識されてはおらず、カトリック諸機関・参事会はいたずらに宗派対立を引き起こすことを敬遠していた様子が見られる。

### 第3節 「ミュールハイム建設問題」と聖十字架兄弟団の活動の展開

ミュールハイムとは、ライン川を挟んでケルンの対岸に位置する小都市であり、ベルク公領に属していた。ミュールハイムを領有するユーリヒ・クレーフェ・ベルク公は、1610年頃より同市の拡張を開始し、交易都市としての整備を図った。公は、交易都市化したミュールハイムの新規住民を確保するために、ミュールハイムではカトリック・ルター派・改革派の同権と信仰の自由が確保されることを約束した。公のこの行動は、ケルン近傍に新たな交易上のライバルを作り出そうとするものであり、ケルン経済に致命的な打撃を与える恐れのあるものであった。さらに、信仰の自由の保障に引かれて、ケルンの改革派が



大挙してミュールハイムへの移民を試みた。このケルン在住プロテスタントの行動は、都市への忠誠よりも宗派への忠誠を優先させるものであり、ケルン市民にとり許しがたいものであった。ケルン参事会は、ユーリヒ・クレーフェ・ベルク公に対し建設の中止を求め、それが受け入れられないと見るや皇帝およびスペイン軍の支援を得てミュールハイムの破壊を敢行する。これによりミュールハイム建設計画は頓挫し、ケルンにとっての危機も当面は解消される。

「ミュールハイム建設問題」を境にして、参事会の対プロテスタント政策は一気に強硬化する。1615-17年の条令により、各ガッフェルの市民権付与が大幅に制限され、参事会の一元的管轄下に置かれるようになり、市民権保持者をカトリックに限ることが明確に規定された。また、聖十字架兄弟団の活動も「ミュールハイム建設問題」を境に順調なものとなる。以上のことから、この事件を境に参事会の政策・カトリック住民の姿勢両方がプロテスタントへの敵視を強めたことが窺える。

## 小括

「ミュールハイム建設問題」を境にして、ケルン改革派プロテスタントは、周囲の住民から「他者」として強烈に意識されるようになった。また、このことと並行して、ケルン住民の間に強烈なカトリック意識が根付いていくこととなった。この事件を契機として、ケルンに明確な宗派アイデンティティが形成されたといえる。従って、17世紀初頭の「ミュールハイム建設問題」は、宗派アイデンティティが明確化していくなかで宗派間の併存が図られるという「宗派複数性」がケルンで形成される前提条件を作ったと評価することができる。

### 第3章 17世紀中期ケルンにおける宗派間交渉——ヴェストファーレン講和条約とケルン「宗派複数性」の枠組み形成——

#### 第1節 問題の所在

ヴェストファーレン講和条約は、改革派も含めた形で、帝国における宗派同権を明確に規定したものであり、帝国史研究においては、帝国における「宗派複数性」の枠組みを形成したものとして評価されている。ケルンについても、ヴェストファーレン講和条約が17世紀後半以降の安定的な「宗派複数性」の枠組みを与えたと評価することができる。ただし、講和条約の規定には曖昧な部分が多く、条文をそのまま各地域の事例に適用することは難しかったという指摘もなされている。本章では、ヴェストファーレン講和条約を契機とするケルンでの「宗派複数性」の枠組み形成を論じるが、その際に講和交渉と並行して行われていたケルン改革派共同体とケルン参事会の交渉に焦点を当て、枠組み形成の過程をより実態に即して明らかにすることを試みる。

#### 第2節 17世紀前半におけるケルン・プロテスタントの全般的状況

「ミュールハイム建設問題」以降強化した参事会の対プロテスタント政策は、17世紀前半を通じて継続する。すなわち、市内での典礼が禁止されるとともに、ミュールハイムへの「越境典礼」も禁止の対象となった。さらにプロテスタントの市民権取得も不可能になったため、世紀前半を通じて移住・改宗によるプロテスタント人口の減少が生じた。しかし、そうした状況下にあってもケルン改革派共同体は、参事会に対する従順な姿勢を貫いた。

#### 第3節 改革派共同体と参事会の直接交渉（1647-48年）

1644年より始まるヴェストファーレン講和会議は、ケルン改革派にも地位改善への期待を生み出す。1647年になると、改革派共同体は、講和会議の進捗に鑑み、ミュールハイムへの「越境典礼」認可という限定的な事項について参事会と交渉を行うことを決定する。これは、ケルン・プロテスタントと参事会が公式に交渉のテーブルについた初めての事例であった。交渉の結果、1648年2月に、期限付きながらミュールハイムへの「越境典礼」が参事会により認可された。

#### 第4節 改革派共同体の帝国レベルでの活動（1648-50年）

1648年にヴェストファーレン講和条約が調印されると、ケルン改革派の期待はさらに高まる。ケルン改革派は、講和条約条文の自己に有利な条項がケルンで確実に施行されるように、帝国レベルの集会に使節を派遣し運動することを決定する。帝国レベルの集会では、プロテスタント帝国等族、スウェーデンがケルン改革派を支援し、ケルン参事会への迫及が強まった。しかし、スウェーデンの過大な要求が災いし、最終的にケルン改革派の要求

が却下されると、参事会は市内プロテスタントへの姿勢を再度強硬化させる。

ケルン参事会としては、改革派が参事会の統治権力としての権限を承認し、参事会との間でのみ交渉をする際には妥協的な姿勢を取ったが、この事例のように改革派が市外諸勢力の介入を仰ぎ、参事会の裁治権を有名無実化させるような行動を取ったことは、到底容認し難かったのである。

## 第5節 ケルン・プロテスタントをめぐる諸交渉が与えた影響

第4節で述べた交渉の後、参事会はプロテスタント住民に対し追放令を発する。しかしこの追放令は結局実行されなかった。参事会は、自身の裁治権を軽視したケルン改革派に対する牽制として追放令を発したものと思われる。

参事会の対プロテスタント政策の強硬化は、ケルン改革派共同体の政策にも変更を迫ることとなる。この後ケルン改革派は、自身の境遇について参事会の頭越しに帝国レベルの場に訴えることを差し控え、市内宗派問題の裁治権者たる参事会との間で第一に交渉を試みる方向にシフトした。それは例えば、1650年代後半に問題になった、市内プロセッション時の「草撒き」をめぐるトラブルなどに見てとることができる。

### 小括

17世紀前半までのケルンの「宗派複数性」は非常に脆弱なものであったといえるが、世紀半ばを境に比較的安定する。その理由は、第一にヴェストファーレン講和条約が「宗派複数性」の法的枠組みを規定したからである。そして第二に、講和条約の解釈・運用方法含め宗派に関してケルンで生じる問題について、問題解決の仕組みがケルン参事会・改革派共同体の間である程度まとまったことによる。

## 第4章 17世紀後期ケルンの改革派信徒の日常生活——ケルン「宗派複数性」の実態考察——

### 第1節 問題の所在

本章では、17世紀後半のケルンにおける「宗派複数性」の実態解明が課題となる。日常生活における「宗派複数性」の機能を扱った先駆的研究は、「見えない境界」モデルを用いたE. フランソワのものであり、本章の考察も基本的に「見えない境界」モデルを用いる。ただし、フランソワの「見えない境界」モデルは二宗派同権都市の考察のために考案されたものであるため、ケルンに当てはめる際には修正が必要である。それは、「越境典礼」への着目、市内での秘密典礼の検討、公認宗派住民と非公認宗派住民との接触の問題である。

### 第2節 ケルン改革派共同体の「越境典礼」の分析

非公認宗派であるケルン改革派にとって、日常必要となる典礼を「越境典礼」で済ますことは、ケルンでの生活を成り立たせるための生命線であった。「越境典礼」の主な目的地はミュールハイムであった。改革派共同体は、信徒が「越境典礼」を行うに当たっては、許可制とし厳格な管理を行っていた。それは、「越境典礼」が濫用されることにより参事会を刺激し、不利益が生じることを避けるためである。さらにもう一つの理由として、「越境典礼」が簡便に行われることにより、信徒のケルン改革派への帰属意識が薄れ、越境先の共同体との結びつきの方が強くなる恐れがあったためである。「越境典礼」が許可されることは、非公認宗派の生活にとって非常に大きな意味を持つものであったが、それは決して万能の解決策ではなかったのである。

### 第3節 ケルン改革派共同体の市壁内典礼

非公認宗派であるケルン改革派が、市壁内で秘密に典礼を行うことは、一定のリスクを伴うものであった。しかしケルン改革派はしばしば市壁内での秘密典礼を行った。その理由は、「越境典礼」の多用により自共同体のアイデンティティの希薄化が生じたためである。ただし、秘密典礼に関しては、安全上の懸念などから私邸を典礼会場として提供することを躊躇する信徒が多く、規則的に行うことが難しかった。ケルンのような「見かけ上の」単一宗派都市の場合、「宗派複数性」を機能させるためには、非公認宗派のアイデンティティを如何に保つかということが問題だったのである。

### 第4節 ケルン改革派共同体の都市参事会・カトリック住民との関係

ケルン改革派は、カトリック参事会および公認宗派たるカトリック住民との接触において、出来る限りの配慮を強いられた。まず、改革派信徒の葬儀・埋葬は、カトリック住民の目に触れる形で行わざるを得ないため、細心の配慮がなされた。まず、葬儀・埋葬の際の華美が厳に戒められ、カトリック住民とのトラブルを避けるため、カトリックの葬儀の

時間を避けて行われた。宗派間で一種の「住み分け」がなされていたのである。

しかし、「住み分け」を行い辛い場面も多数存在した。家族内に異宗派信徒がいる場合や、異宗派の使用人を雇用する場合などがあり、家庭内でも複数宗派が併存する状況が存在したのである。さらに、子弟をカトリックの学校に通わせる事例も報告されている。これらの行為は、改革派共同体にとって決して好ましいものではなかったが、やむを得ない事例として許容されることが多かった。ある程度の異宗派との接触は、ケルンの場合避けがたく、ケルンでの生活を安定化させるためにはむしろこれらを問題化しない方が好ましいとの了解があったのである。

## 小括

日常生活における改革派信徒の行動において特徴的なことは、参事会・カトリック住民に対する協調姿勢と、自身の典礼および宗派的行為の「露出」を出来る限り避け、それらを私的空間に留めようという努力である。このような形で、改革派信徒のなかに「公」と「私」の区分が生じ始め、信仰・思想の領分を「私」の領域に留めようとする、一種の宗教の「個人化」が始まりつつあったことを指摘することができる。

## 終章 「宗派複数性」と近世社会

ケルンでの「宗派複数性」形成は、17 世紀初頭の「ミュールハイム建設問題」から始まったといえる。「ミュールハイム建設問題」は、純粋な宗派問題というよりも、社会経済的な要因が強く働いていたものであり、宗派アイデンティティは様々な社会的背景によって後天的に「作り出される」ものであることが示された。ケルンでプロテスタントが明確に「他者」として認識されて以降、両宗派間の差異化が進行し、宗派アイデンティティの形成が進むとともに「宗派複数性」の涵養も進む。「宗派複数性」の安定化に決定的に寄与したのは 17 世紀半ばのヴェストファーレン講和条約であるが、それが機能するためにはケルンにおける宗派間の交渉の試みが必要であったことも示された。17 世紀後半になるとケルンの「宗派複数性」も安定を迎えるが、安定化を可能にしたのはその時々人びとが取った具体的な行為や、行為を通じて得られた経験である。この行為・経験の蓄積によって、ケルンの宗派併存体制は 18 世紀末まで大きな混乱もなく維持され得たのである。また、行為・経験の蓄積を通じて、人びとの間に公私の分離が生まれつつあったという点も重要である。

以上の内容を踏まえた上で、今後は 18 世紀に入ってからケルン「宗派複数性」の具体的な展開や、市内で宗派問題が生じた際に具体的にどのような解決が試みられたのか、その際に帝国諸機関はどのような役割を果たしたのか、などの問題が問われる必要があるだろう。